

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正 (人事課) 8
- 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部改正 (人事課) 8
- 亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 (人事課) 11
- 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例 (人事課) 14
- 亀岡市個人情報保護法施行条例 (総務課) 32
- かめおか児童クラブ事業の実施に関する条例 (社会教育課) 36
- 亀岡市印鑑条例の一部改正 (市民課) 38
- かめまるランド条例 (子育て支援課) 38
- 亀岡市病院事業の設置等に関する条例の一部改正 (病院総務課) 40
- 亀岡市議会委員会条例の一部改正 (議会事務局) 40
- 亀岡市議会個人情報保護条例 (議会事務局) 41
- 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 (議会事務局) 57

—— 規 則 ——

- 亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正 (人事課) 58
- 期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正 (人事課) 60
- 亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部改正 (保険医療課) 61
- かめまるランド条例施行規則 (子育て支援課) 61

—— 告 示 ——

- 公示送達 (保険医療課) 63
- 亀岡市指定金融機関、亀岡市指定代理金融機関及び亀岡市収納代理金融機関の指定の一部改正 (会計課) 63
- 亀岡市LGBTQ+啓発事業シンボルマークの使用に関する要綱 (人権啓発課) 63
- 公示送達 (保険医療課) 65
- 亀岡市電線共同溝管理規程 (土木管理課) 66
- 亀岡市電線共同溝保安細則 (土木管理課) 69
- 南丹都市計画生産緑地地区の変更 (都市計画課) 70
- 公示送達 (税務課) 71
- 亀岡市公の施設の指定管理者の指定 (財産管理課) 72
- 亀岡市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部改正 (総務課) 72

—— 公 告 ——		—— 告 示 ——	
○亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧（農林振興課）	73	○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数	102
○一般競争入札（条件付き）の執行（契約検査課）	74	○亀岡市議会の解散請求並びに亀岡市の市長等及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数	102
○一般競争入札（条件付き）の執行（契約検査課）	77	○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数	102
○農用地利用集積計画の縦覧（農林振興課）	81	○亀岡市議会議員一般選挙に係る選挙時登録の被登録資格決定の基準日等について	102
○一般競争入札（条件付き）の執行（契約検査課）	81		
○一般競争入札（条件付き）の執行（契約検査課）	85		
○概成団地の指定区域の変更案の縦覧（都市計画課）	89		
○一般競争入札（条件付き）の執行（契約検査課）	89		
○亀岡市職員採用試験公告（人事課）	93		
議会事務局欄		上下水道部欄	
—— 規 則 ——		—— 告 示 ——	
○亀岡市議会会議規則の一部改正	97	○亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃止の告示	103
		○亀岡市指定給水装置工事業者指定の告示	103
		○亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示	104
		○公示送達	104
教育委員会欄		市立病院欄	
—— 規 則 ——		—— 規 程 ——	
○かめおか児童クラブ事業の実施に関する条例施行規則	98	○亀岡市立病院公用車使用規程の一部改正	105
—— 任免及び辞令 ——		—— 公 告 ——	
選挙管理委員会欄		—— 規 程 ——	
—— 規 程 ——		○亀岡市立病院職員採用試験の結果	106
○亀岡市選挙公報の発行に関する規程の一部改正	101		

公布された条例のあらまし

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

1 国の給与改定措置に準じ、市長等及び教育長の期末手当の支給割合を年間0.05月分引き上げることとした。

ア 令和4年12月支給の期末手当の支給割合を次のとおりとすることとした。

支給月	改正前	改正後
12月	1.625月分	1.675月分

イ 令和5年度からの期末手当の支給割合を次のとおりとすることとした。

支給月	改正前	改正後
6月	1.625月分	1.650月分
12月	1.675月分	1.650月分
合計	3.30月分	3.30月分

2 この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用することとした。ただし、1のイの改正については、令和5年4月1日から施行することとした。

亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

1 国の給与改定措置に準じ、本市一般職員の給与に関し、本給及び勤勉手当の支給割合等について、次のとおり改正することとした。

(1) 本給の改正

世代間の給与配分の観点から、初任給及び若年層に重点を置きながら給料表の給料月額を増額改定することとした（改定率 平均0.33%）。

(2) 勤勉手当の支給割合の改正

ア 令和4年12月支給の勤勉手当の支給割合を0.1月分（再任用職員は0.05月分）引き上げて、次のとおりとすることとした。

	現 行	改正案	増 減
（一般職員）	100分の95	100分の105	100分の10
（幹部職員）	100分の115	100分の125	100分の10
（再任用一般職員）	100分の45	100分の50	100分の5
（再任用幹部職員）	100分の55	100分の60	100分の5

イ 令和5年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおりとすることとした。

	6月期	12月期	計
期 末 手 当			
(一般職員)	100分の120	100分の120	100分の240
(幹部職員)	100分の100	100分の100	100分の200
(再任用一般職員)	100分の67.5	100分の67.5	100分の135
(再任用幹部職員)	100分の57.5	100分の 57.5	100分の115
勤 勉 手 当			
(一般職員)	100分の100	100分の100	100分の200
(幹部職員)	100分の120	100分の120	100分の240
(再任用一般職員)	100分の47.5	100分の47.5	100分の95
(再任用幹部職員)	100分の57.5	100分の57.5	100分の115
合 計			
(一般職員)	100分の220	100分の220	100分の440
(幹部職員)	100分の220	100分の220	100分の440
(再任用一般職員)	100分の115	100分の115	100分の230
(再任用幹部職員)	100分の115	100分の115	100分の230

2 この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用することとした。ただし、1の(1)の改正については、令和4年4月1日から適用、1の(2)のイの改正については、令和5年4月1日から施行することとした。

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 本市一般職員の給料表改定に準じ、本市会計年度任用職員の給料表の給料月額を増額改定することとした。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例要綱

地方公務員法の一部改正により、職員の定年の引上げ等が行われることに伴い、関係する11条例について次のとおり規定整備を図り、経過措置を設けることとした。

- 1 亀岡市職員の再任用に関する条例の廃止
定年の引上げに伴い、現行の再任用制度を
廃止することとした。
- 2 亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関
する条例の一部改正
所要の規定整備を図ることとした。
- 3 職員の定年等に関する条例の一部改正
 - (1) 職員の定年は年齢65年とし、例外とし
て医療業務に従事する医師である職員の定
年は年齢70年とすることとした。
 - (2) 管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年
とすることとした。
 - (3) 管理監督職から他の職への降任等を行
うに当たって遵守すべき基準について定める
こととした。
 - (4) 年齢60年以上退職者を定年前再任用短
時間勤務職員に採用できることとするこ
ととした。
 - (5) 令和13年3月末をもって定年の引上げ
が完了するまでの定年に関する経過措置を
定めることとした。
 - (6) 任命権者は、年齢60年に達する日の属
する年度の前年度に年齢60年に達する日
以後の任用等に係る必要な情報の提供及び
同日の翌日以後の勤務の意思の確認に努め
ることとする事とした。
 - (7) その他所要の規定整備を図ることとした。
- 4 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の
一部改正
給与から減じる額が、現に受ける給料の月
額の10分の1に相当する額を超えるときは、
当該額を給与から減じることとした。
- 5 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条
例の一部改正

所要の規定整備を図ることとした。

- 6 職員の育児休業等に関する条例の一部改正
所要の規定整備を図ることとした。
- 7 公益的法人等への職員の派遣等に関する条
例の一部改正
所要の規定整備を図ることとした。
- 8 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部
改正
 - (1) 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額
は、職務の級に応じた額に、当該職員の勤
務時間を常時勤務を要する職を占める職員
の通常の勤務時間で除して得た数を乗じて
得た額とすることとした。
 - (2) 55歳以上の職員のうち規則で定める年
齢に達した日以降の直近の3月31日を超
えて在職する職員の昇給は、特に良好な成
績で勤務した場合に限り行うこととした。
 - (3) 当分の間、職員の給料月額は、当該職員
が60歳に達した日後における最初の4月
1日（以下「特定日」という。）以後、当
該職員の職務の級及び号給に応じた額に
100分の70を乗じて得た額とすること
とした。
 - (4) 医療業務に従事する医師である職員等
には、(3)の規定は適用しないこととした。
 - (5) 他の職への降任等をされた職員で、特定
日における(3)の規定による給料月額（以
下「特定日給料月額」という。）が、降任等
をされた日（以下「異動日」という。）の
前日の給料月額に100分の70を乗じて
得た額（以下「基礎給料月額」という。）
に達しないこととなる職員には、当分の間、
特定日以後、(3)の規定による給料月額のほ
か、基礎給料月額と特定日給料月額との差
額に相当する額を給料として支給すること

とした。

(6) その他所要の規定整備を図ることとした。

9 職員の退職手当に関する条例の一部改正

(1) 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例については、退職の日において定められている定年から15年を減じた年齢以上の退職者に適用することとした。

(2) 当分の間、11年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したものに対する退職手当の基本額については、定年により退職したものとして算定することとした。

(3) 医療業務に従事する医師である職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、(2)の規定は適用しないこととした。

(4) 給与条例による職員の給料月額の設定(以下「給料月額7割措置」という。)は、給料月額の減額改定に該当しないものとする事とした。

(5) 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例について経過措置を設ける事とした。

(6) その他所要の規定整備を図ることとした。

10 亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

所要の規定整備を図ることとした。

11 亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

所要の規定整備を図ることとした。

12 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、8の(6)の一部、9の(6)の一部及び13の規定は、公布の日から施行することとした。

13 任命権者は、令和5年3月31日までの間に、同年4月1日から令和6年3月31日までの間に定年に達する職員に対し、3の(6)の例により、必要な情報の提供及び勤務の意思の確認に努めることとした。

14 2、3、5及び8から11の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

15 9の施行に関し、関係する条例について、所要の規定整備を図ることとした。

亀岡市個人情報保護法施行条例要綱

1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律における個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)の一部改正に伴い、法の施行に関し必要な事項を次のとおり定めることとした。

(1) 個人情報保護制度について、次のとおり定めることとした。

ア 開示決定の期限及び開示決定期間の延長について、法の規定より期限及び期間を短縮することとした。

イ 開示請求に係る費用について、現行制度と同様に手数料を無料とし、写しの作成及び送付にかかる費用を徴することとした。

ウ 専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な場合、亀岡市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができることとした。

(2) その他所要の規定整備を図ることとした。

2 この条例の施行に関し、関係する条例につ

いて、所要の規定整備を図ることとした。

3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

4 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

かめおか児童クラブ事業の実施に関する条例要綱

1 放課後児童健全育成事業の推進について、開設時間の延長や休日保育の実施など、保育サービスの充実を図り、児童への適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、従来の放課後児童会に替えて、新たにかめおか児童クラブを設置することとした。

2 亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例を廃止することとした。

3 その他所要の規定整備を図ることとした。

4 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例要綱

1 各種様式等に性別の記入を求めることの見直しに伴い、印鑑登録証明書の性別欄を削除するため、所要の規定整備を図ることとした。

2 この条例は、令和5年4月1日から施行す

ることとした。

かめまるランド条例要綱

1 子どもの発育に合わせたあそび環境の充実を図り、あそびによる身体的、社会的な能力を促進するとともに、子育て家庭等の交流を通じて、子どもの健やかな育ちを支援するため、ガレリアかめおか内にかめまるランドを設置することとした。

2 使用の許可、使用許可の制限及び使用許可の取消し並びに使用者の義務等所要の規定を設けることとした。

3 使用時間及び使用料の規定を設けることとした。

4 条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることとした。

5 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

亀岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例要綱

1 在宅での健康状態の管理や回復に向けた支援を行う訪問看護を実施するため、亀岡市立病院に訪問看護ステーションを設置することとした。

2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

条 例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月20日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第22号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和39年亀岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「12月に支給する場合には100分の162.5」を「12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の162.5」を「100分の165」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

（給与の内払）

- 2 この条例による改正前の特別職の職員で常

勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて、令和4年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、この条例による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

「揭示済」

亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月20日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第23号

亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に、「100分の115」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に、「100分の55」を「100分の60」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

職員の区分	職務の級 号給	行政職給料表						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
再任用職員以外の職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300

30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	

98			296,100	344,100	383,100	394,300		
99			296,500	344,500	383,500	394,600		
100			296,900	344,800	383,900	394,800		
101			297,100	345,100	384,200	395,000		
102			297,400	345,500	384,700			
103			297,800	345,900	385,100			
104			298,100	346,300	385,500			
105			298,300	346,800	385,800			
106			298,600	347,200	386,300			
107			299,000	347,600	386,700			
108			299,300	348,000	387,100			
109			299,500	348,500	387,400			
110			299,900	348,900	387,900			
111			300,300	349,200	388,300			
112			300,600	349,500	388,700			
113			300,800	350,000	389,000			
114			301,000					
115			301,300					
116			301,700					
117			301,900					
118			302,100					
119			302,400					
120			302,700					
121			303,100					
122			303,300					
123			303,600					
124			303,900					
125			304,200					
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800
	再任用職員							

64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	410,800		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	411,000		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,200		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	411,500		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	411,800		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	412,000		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	412,200		
94		294,900	342,600	381,500	393,300			
95		295,200	343,100	381,900	393,600			
96		295,600	343,500	382,300	393,800			
97		295,800	343,700	382,600	394,000			

第2条 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（亀岡市一般職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、前項の規定にかかわらず、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(国の例引用)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し疑義が生じた場合は、国の例による。

「揭示済」

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月20日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第24号

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年亀岡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

職務 の級 号給	給料表	
	1級 給料月額 円	2級 給料月額 円
1	150,100	198,500
2	151,200	200,300
3	152,400	202,100
4	153,500	203,900
5	154,600	205,400
6	155,700	207,200
7	156,800	209,000
8	157,900	210,800
9	158,900	212,400
10	160,300	214,200
11	161,600	216,000
12	162,900	217,800
13	164,100	219,200
14	165,600	221,000
15	167,100	222,700
16	168,700	224,500
17	169,800	226,100
18	171,200	227,800
19	172,600	229,400
20	174,000	230,900
21	175,300	232,200
22	177,800	233,800
23	180,300	235,400
24	182,800	236,900
25	185,200	237,900
26	186,900	239,400
27	188,500	240,700
28	190,200	241,900
29	191,700	243,100

30	193,400	244,100
31	195,200	245,100
32	196,900	246,100
33	198,500	247,200
34	199,900	248,100
35	201,400	249,000
36	202,900	250,000
37	204,200	250,900
38	205,500	252,200
39	206,700	253,400
40	208,000	254,700
41	209,300	256,000
42	210,600	257,400
43	211,900	258,600
44	213,200	259,800
45	214,300	260,900
46	215,600	262,100
47	216,900	263,400
48	218,200	264,500
49	219,200	265,600
50	220,300	266,600
51	221,300	267,800
52	222,300	268,900
53	223,300	269,900
54	224,200	270,900
55	225,100	272,000
56	226,000	273,100
57	226,300	274,000
58	227,100	275,000
59	227,800	275,900
60	228,500	277,000
61	229,200	278,100
62	230,000	279,100
63	230,700	280,000

64	231,300	281,000
65	231,900	281,500
66	232,500	282,400
67	233,100	283,100
68	233,800	284,000
69	234,500	285,000
70	235,100	285,800
71	235,600	286,600
72	236,300	287,400
73	237,000	288,200
74	237,600	288,700
75	238,200	289,100
76	238,700	289,600
77	239,300	289,800
78	240,000	290,100
79	240,700	290,300
80	241,200	290,700
81	241,700	290,900
82	242,300	291,100
83	242,900	291,500
84	243,400	291,800
85	243,900	292,100
86	244,500	292,400
87	245,100	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600
97		295,800

98		296,100
99		296,500
100		296,900
101		297,100
102		297,400
103		297,800
104		298,100
105		298,300
106		298,600
107		299,000
108		299,300
109		299,500
110		299,900
111		300,300
112		300,600
113		300,800
114		301,000
115		301,300
116		301,700
117		301,900
118		302,100
119		302,400
120		302,700
121		303,100
122		303,300
123		303,600
124		303,900
125		304,200

備考 勤務条件を考慮し、市長が規則で定める職にある者の給料月額は、この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例をここに公布する。

令和4年12月20日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第25号

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例

目次

- 第1章 関係条例の整備等（第1条—第11条）
- 第2章 経過措置（第12条—第14条）
- 附則

第1章 関係条例の整備等

（亀岡市職員の再任用に関する条例の廃止）

第1条 亀岡市職員の再任用に関する条例（平成13年亀岡市条例第36号）は、廃止する。

（亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第2条 亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年亀岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（職員の定年等に関する条例の一部改正）

第3条 職員の定年等に関する条例（昭和59年亀岡市条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条）

第2章 定年による退職等（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢による降任等（第6条—第9条）

第4章 定年前再任用短時間勤務職員の任用（第10条）

第5章 雑則（第11条）

附則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改める。

第2条の前に次の章名を付する。

第2章 定年による退職等

第3条中「60年」を「65年」に、「65年」を「70年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 業務の性質上、当該職員の退職による担当者の交替により当該業務の継続的遂行に重大な障害が生じること。

(2) 職務が高度の専門的な知識、熟達した技能若しくは豊富な経験を必要とするものであるため、又は勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生じる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生じること。

第4条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」

に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、「には、」の次に「あらかじめ」を加え、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項又は第2項の規定により引き続き勤務する職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由が消滅した」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢による降任等

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職に含まれる職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条項で定める職は、次に掲げる職(医療業務に従事する医師が占める職を除く。)とする。

(1) 亀岡市一般職員の給与に関する条例(昭和30年亀岡市条例第25号)第9条に規定する管理職手当を支給される職員の職

(2) 前号に準ずる職として市長が定める職(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、他の職(法第28条の2第1項に規定する他の職をいう。第2号において同じ。)への降任等(降任又は転任(降給を伴う転任に限る。))をいう。以下この章において同じ。)であって、同項本文の規定によるもの(以下この章におい

て「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任等をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職について適正を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で他の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職(法第28条の2第1項に規定する職をいう。以下同じ。)が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をするべき管理監督職を占める職員については、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間

(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条において同じ。)の末日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 業務の性質上、当該職員の他の職への降任等による担当者の交替により当該業務の継続的遂行に重大な障害が生じること。

(2) 職務が高度に専門的な知識、熟達した技能若しくは豊富な経験を必要とするものであるため、又は勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生じた欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生じること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生じる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生じると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職

を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

- 5 任命権者は、前各項の規定により異動期間を延長する場合及び第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。
- 6 任命権者は、第1項から第4項までの規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日が到来する前に当該異動期間の延長の事由が消滅したと認めるときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務職員の任用

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第10条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(雑則)

第11条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第1項ただし書を削る。

附則第2項を次のように改める。

(定年に関する経過措置)

- 2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句とし、同項ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	69年

附則に次の2項を加える。

3 第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日（令和6年3月31日、令和7年3月31日、令和8年3月31日、令和9年3月31日、令和10年3月31日及び令和11年3月31日に限る。）において管理監督職を占めているものに対する第4条の規定の適用については、同条第1項中「できる」とあるのは「できる。ただし、附則第3項に規定する職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない」と、同条第2項中「定年退職日」とあるのは「定年退職日（附則第3項に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職（法第28条の2第1項に規定する職をいう。）に係る異動期間の末日）」とする。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）年齢60年に達する日の属する年度の前年度（次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に掲げる年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(1) 年齢60年に達する日の属する年度の前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用されたもの（次号に掲げる職員を除く。） 当該採用の日の属する年度

(2) 異動等により年齢60年に達する日の属する年度の前年度の末日を経過することとなった職員 当該異動等の日の属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）

（職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年亀岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条中「6月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を、「を除く。）」の次に「。以下この条において同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

（亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第5条 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年亀岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項中「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年

前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第4条及び第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第18条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。
(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年亀岡市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員

第10条第2号中「第5条第1項又は第2項」を「第4条第1項又は第2項」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員

第17条の2の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の2の表第12条第2項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、同表第24条の2の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第24条の3の項を削る。

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時

間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第7条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年亀岡市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項の規定により採用される職員を除く。)」を削り、同項第4号中「の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長する」を「又は第2項の規定により引き続き勤務する」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 亀岡市一般職員の給与に関する条例(昭和30年亀岡市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中「一般職の職員(」の次に「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。」を加える。

第4条第4項を削る。

第4条第5項を次のように改め、同項を同条第4項とする。

5 法第22条の4第1項本文の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当

該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年亀岡市条例第27号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員の第2項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

第12条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第15条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、定年前再任用短時間勤務職員が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。第15条第4項中「（勤務時間条例第3条

第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものをした時間を除く。第7項において同じ。）」を削り、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第18条第4項中「第15条、第16条第3項及び前条」を「第15条から前条まで」に改める。

第19条中「第15条、第16条第2項、第17条」を「第15条から第17条まで」に改める。

第20条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の100」を「、100分の100」に、「100分の57.5」を「、100分の57.5」に改める。

第20条の2第3号及び第4号並びに第20条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第21条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第24条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第10条」を「第5条第2項から第7項まで、第10条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の7項を加える。

2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第4項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条

第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

(2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年亀岡市条例第31号。以下「定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員

(3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

(4) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

4 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第6項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以

下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条の2第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条の2第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

7 附則第4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、附則第2項の規定による給料月額、附則第4項の規定による給料その他附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要

な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第2中

「

3級	主任の職務又はこれに相当する職務
4級	(1) 係長の職務又はこれに相当する職務 (2) 困難な業務を処理する主任の職務又はこれに相当する職務
5級	副課長の職務又はこれに相当する職務
6級	課長の職務又はこれに相当する職務
7級	部長の職務又はこれに相当する職務

」

を

「

3級	主任の職務又は主任と同等の知識又は経験が必要とする業務を行う職務
4級	(1) 係長の職務又はこれに相当する職務で規則で定める職務 (2) 困難な業務を処理する主任の職務又は困難な業務を処理する主任と同等の知識又は経験が必要とする業務を行う職務
5級	副課長の職務又はこれに相当する職務で規則で定める職務
6級	課長の職務又はこれに相当する職務で規則で定める職務
7級	部長の職務又はこれに相当する職務で規則で定める職務

」

に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)
第9条 職員の退職手当に関する条例(昭和30年亀岡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第2項中「含む。」の次に「第10条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「(1月間の日数(亀岡市の休日を定める条例(平成3年亀岡市条例第17号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。)」を加え、同項ただし書中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第3条第1項中「給料月額(給料が日額で定められている者については)」を「給料(これに相当する給与を含む。以下同じ。)の月額(給料が日額で定められている者については、退職の日におけるその者の)」に、「給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第2項中「次条第2項」を「この項、次条第2項」に、「を含む」を「及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という」に、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第5条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「前項」を「同項」に改める。

第5条の3中「10年」を「15年」に改める。

第6条の4第1項中「休職、」を「休職及び」に、「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「額(以下)の次に「この項及び第5項において」を加え、同条第4項各号中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改め、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他市長が認めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が認める職員が市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第10項第2号ア及びイ中「公共職業安定所長」を「市長」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第18条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつて

は」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第3項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第9項から第17項まで」を加える。

附則第4項中「第5条の2」の次に「及び附則第12項」を加える。

附則第5項中「第5条」の次に「又は附則第10項」を加える。

附則に次の10項を加える。

8 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として別に定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」

とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として別に定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うこ

とが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

とする。

9 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第9項」とする。

10 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第10項」とする。

11 前2項の規定は、職員の定年等に関する条例（昭和59年亀岡市条例第31号）第3条ただし書に規定する職員（以下「医療業務従事職員」という。）が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

12 亀岡市一般職員の給与に関する条例附

則第2項の規定による職員の給料月額の変更は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

13 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第11項に規定する医療業務従事職員（以下「医療業務従事職員」という。）以外の者にあつては60歳とし、医療業務従事職員にあつては65歳とする。）に達する日」と、同条の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（医療業務従事職員以外の者にあつては60歳とし、医療業務従事職員にあつては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

14 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（市長が定める者を除く。）に対する第5条の3の規定の適用については、同条本文中「6月」とあるのは、「0月」とする。

医療業務従事職員以外の者	60歳
医療業務従事職員	65歳

15 当分の間、第5条第1項に規定する者

（法第28条の6第1項の規定により退職した者（法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）及びこれに準じる他の法令の規定により退職した者並びに法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。）に対する第5条の3の規定の適用については、同条本文中「15年を」とあるのは「10年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

16 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者であつて、任命権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者であつて附則第14項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する直前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第14項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

17 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退

職した者であって、任命権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者であって附則第14項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年亀岡市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第21条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

(亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条 亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成15年亀岡市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第25条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

第2章 経過措置

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第12条 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における第3条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第3条に規定する定年(以下「旧定年条例定年」という。)に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第13条 令和3年改正法附則第4条又は附則第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用される令和3年改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「新法」という。)第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に設置された短時間勤務の職(第3条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第10条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条又は附則第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用される新法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する短時間勤務の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該短時間勤務の職に係る年齢とする。
(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職、者及び職員)

第14条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第10項から第17項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第8条中亀岡市一般職員の給与に関する条例第20条第3項の改正規定（「再任用職員」を「定年前再任用職員短時間勤務職員」に改める部分を除く。）並びに第9条中職員の退職手当に関する条例第2条第2項及び第10条の改正規定並びに次項並びに第29項及び第32項の規定は、公布の日から施行する。

（実施のための準備）

- 2 任命権者は、施行日の前日までの間に、施行日から令和6年3月31日までの間に年齢60年に達する職員（当該職員が占める職に係る旧定年条例第3条の規定による定年が年齢60年である職員に限る。）に対し、新定年条例附則第4項の規定の例により、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員は、この条例による改正後の亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条に規定する地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、この条例の規定を適用する。

(職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 施行日前に旧定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項及び次項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(次項において「旧定年条例勤務延長職員」という。)に係る当該旧定年条例勤務延長期限までの間における同条第1項又は第2項の規定による勤務については、新定年条例第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 任命権者は、旧定年条例勤務延長職員について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新定年条例第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えないことができない。
- 6 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による勤務について準用する。
- 7 新定年条例第9条第1項の規定は、施行日において附則第4項の規定により同条第1項に規定する管理監督職を占めたまま引き続き勤務している職員には適用しない。
- 8 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日

の前日における旧定年条例定年を超える職

(基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条本文に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項又は附則第4項若しくは第5項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 9 新給与条例附則第2項から第8項までの規定は、附則第4項又は第5項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 10 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(次項並びに附則第12項、第15項及び第16項において「年齢65年到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年(施行日以後に設置された職及び組織の変更等により名称が変更された職にあつては、これらの職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じたそれぞれの職に係る年齢)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第4項又は附則第5項の規定により勤務した後退

職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過するまでの間にあるもの

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項又は附則第15項若しくは第16項の規定により採用することをいう。次項において同じ。）をされたことがあるもの

1.1 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に係る者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第10条の規定により採用された者のうち、新法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に暫定再任用されたことがあるもの

1.2 前2項の任期又はこの項（附則第17項において準用する場合を含む。以下この項から附則第14項までにおいて同じ。）の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。

1.3 暫定再任用職員の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績その他の規則で定める情報に基づき行うことができる。

1.4 任命権者は、附則第12項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

1.5 任命権者は、新法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第10項各号に掲げる者のうち年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に設置された短時間勤務の職及び組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、これらの短時間勤務の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、常時勤務を要する職でその職務がこれらの短時間勤務の職と同種の職を占めていたときにおける旧定年条例定年に準じたそれぞれの短時間勤務の職に係る年齢）をいう。）

に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

16 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第11項に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第19項において同じ。）に達している者（新定年条例第10条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

17 前2項の規定により採用された職員の任期については、附則第12項から第14項までの規定を準用する。この場合において、附則第12項中「前2項」とあるのは、「附則第15項若しくは第16項」と読み替えるものとする。

18 新定年条例第10条の規定は、施行日以後に退職をした同条に規定する年齢60年以上退職者（次項において「年齢60年以上退職者」という。）について適用する。

19 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条

例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職した者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新定年条例第10条の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、定年前再任用短時間勤務職員のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

20 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の亀岡市職員の勤務時間、

休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例の規定を適用する。

(亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 1 暫定再任用職員(短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額を、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員(新定年条例第10条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)であるものとした場合に適用される亀岡市一般職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 2 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第14条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年亀岡市条例第27号)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 2 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される亀岡市一般職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の

級に応じた額に、亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 2 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の亀岡市一般職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)第12条第2項並びに第15条第2項及び第3項の規定を適用する。
- 2 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3項の規定を適用する。
- 2 6 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例(令和4年亀岡市条例第25号)附則第10項、第11項、第15項又は第16項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。))」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 2 7 新給与条例第5条第2項から第7項まで、第10条、第11条及び第11条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 8 暫定再任用職員に対する第9条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新退職手当条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、同項中

「(以下「職員」という。)」とあるのは、
 「(職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例(令和4年亀岡市条例第25号)附則第10項、第11項、第15項又は第16項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。

29 新退職手当条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の市長が認める職員に該当するに至った者について適用する。

(亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

30 暫定再任用職員については、亀岡市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条の2、第7条の2及び第15条の規定は、適用しない。

(亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

31 暫定再任用職員については、亀岡市立病院の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条、第8条及び第18条の規定は、適用しない。

(委任)

32 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

33 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和37年亀岡市条例第38号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「新条例第2条第2項」を「職員の退職手当に関する条例第2条第2項」に、「、新条例」を「、同条例」に、

「新条例第3条」を「同条例第3条」に改める。

附則第7項中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に改める。

34 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和49年亀岡市条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「に新条例」を「に職員の退職手当に関する条例」に改め、「第5条まで」の次に「又は附則第9項若しくは第10項」を加え、「、新条例」を「、同条例」に改め、「第5条の3まで」の次に「及び附則第9項から第17項まで」を加える。

附則第5項中「に新条例」を「に職員の退職手当に関する条例」に、「新条例第5条の2」を「同条例第5条の2及び附則第12項」に改める。

附則第6項中「新条例第5条」を「職員の退職手当に関する条例第5条又は附則第10項」に改める。

附則第7項中「、新条例」を「、職員の退職手当に関する条例」に、「と新条例」を「と同条例」に改める。

35 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年亀岡市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「、新条例」を「、職員の退職手当に関する条例」に改める。

「揭示済」

亀岡市個人情報保護法施行条例をここに公布する。

令和4年12月20日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第26号

亀岡市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者並びに財産区をいう。

(不開示情報)

第3条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号）第7条第2号ウに掲げる情報（同号ウに規定する公務員等の氏名に係る部分に限る。）とする。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、

実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(手数料等)

第6条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審議会への諮問)

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、亀岡市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成12年亀岡市条例第39号）第1条に規定する亀岡市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しよ

うとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第8条 市長は、毎年1回、この条例の運用状況について、公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(亀岡市個人情報保護条例の廃止)

2 亀岡市個人情報保護条例(平成12年亀岡市条例第37号)は、廃止する。

(亀岡市情報公開条例の一部改正)

3 亀岡市情報公開条例(平成12年亀岡市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「60日」を「44日」に改める。

(亀岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

4 亀岡市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成12年亀岡市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、「及び亀岡市個人情報保護条例(平成12年亀岡市条例第37号。以下「個人情報保護条例」という。)第28条第1項」を「、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1

項及び亀岡市議会個人情報保護条例(令和4年亀岡市条例第32号)第45条」に改める。

第4条の3第2項中「。以下同じ」を削る。
第5条を次のように改める。

第5条 削除

第5条の2から第5条の9までを削る。

(亀岡市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

5 亀岡市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成12年亀岡市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び個人情報保護制度」を削り、「答申」を「調査審議」に改め、同条に次の3項を加える。

2 審議会は、亀岡市個人情報保護法施行条例(令和4年亀岡市条例第26号)第7条の規定による諮問に応じ調査審議することができる。

3 審議会は、亀岡市議会個人情報保護条例(令和4年亀岡市条例第32号)第45条の規定による諮問に応じ調査審議することができる。

4 審議会は、個人情報保護制度の運用に関する重要事項について、当該事項に係する機関に対して意見を述べることができる。
(亀岡市行政不服審査に関する条例の一部改正)

6 亀岡市行政不服審査に関する条例(平成28年亀岡市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「審査会」を「審査会又は亀岡市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成12年亀岡市条例第38号)第1条に規定する亀岡市情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

(亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

7 亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手続

等に関する条例（平成17年亀岡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第10条中「亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

（経過措置）

8 次に掲げる者に係る附則第2項の規定による廃止前の亀岡市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項又は第12条第2項（旧条例第12条の2において準用する場合を含む。）の規定によるその職務上知り得た旧条例第2条第3号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

9 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第13条第1項、同条第2項（旧条例第13条第3項において準用する場合を含む。）、第17条、第18条若しくは第19条の規定による請求又は旧条例第25条第1項の規定による申出がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示等及び是正の申出については、なお従前の例による。

10 施行日前に旧条例の規定により審議会及び亀岡市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年亀岡市条例第38号）第1条に規定する亀岡市情報公開・個人情報保護審査会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

11 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第8号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第8項第2号に掲げる者

(3) 第8項第3号に掲げる者

12 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

13 前2項の規定は、市外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

14 附則第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

「掲示済」

かめおか児童クラブ事業の実施に関する条例
をここに公布する。

令和4年12月20日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第27号

かめおか児童クラブ事業の実施に
関する条例

(目的)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を実施することにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 事業を実施するため、亀岡市立小学校設置条例（昭和39年亀岡市条例第10号）

第1条に規定する小学校及び亀岡市立義務教育学校設置条例（平成28年亀岡市条例第39号）第1条に規定する義務教育学校の前期課程毎にかめおか児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）を設置する。

2 児童クラブの名称及び設置場所は、亀岡市教育委員会が別に規則で定める。

(対象児童)

第3条 事業の対象となる児童は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 就労、疾病その他の理由により、保護者が昼間家庭にいないこと。
- (2) 亀岡市立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）に就学していること。
- (3) 市内に住所を有していること。

2 前項の規定にかかわらず、教育長がその児

童の健全な育成に必要があると認めるときは、同項各号に掲げる要件を満たさない者でも対象児童とすることができる。

(開設日及び開設時間)

第4条 児童クラブの開設日は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、次の各号に掲げる日を除く。

- (1) 8月13日から同月16日まで
- (2) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (3) その他教育長が特に必要と認める日

2 児童クラブの開設時間は、学校の休業日（亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則（昭和58年亀岡市教育委員会規則第3号）第3条第1項に規定する学校の休業日（同規則第3条第2項の規定により、学校の休業日を変更した場合は、当該変更後の学校の休業日）をいう。）にあっては、午前8時から午後7時までとし、それ以外の日にあっては、放課後から午後7時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育長は、災害その他やむを得ない事情があるときは、開設日又は開設時間を変更することができる。

(入会の申請)

第5条 児童を入会させようとする保護者は、次の各号の利用区分に応じ教育委員会が定めるところにより、入会の申請を教育長に提出しなければならない。

- (1) 通常利用 月曜日から金曜日までの月単位の利用
- (2) 日曜日利用 日曜日の月単位の利用
- (3) 土曜日利用 土曜日の月単位の利用
- (4) 一時利用 前3号にかかわらず日単位の利用

2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のうち月曜日から金曜日までの利用については、前項第2号又は第3号の利用に含むものとする。

(入会の許可)

第6条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上入会の可否を決定し、規則で定めるところにより保護者に通知するものとする。

(負担金)

第7条 前条の規定により入会の許可を受けた保護者(以下「利用者」という。)は、第5条に定める利用区分に応じ、別表に定める負担金を毎月末までに納入しなければならない。ただし、同一世帯において2人以上の児童が利用する場合においては、2人目以降の児童に係る負担金は、無料とする。

2 利用者は、前項の負担金のほか、スポーツ安全保険の掛金、特別の行事又は活動に要する経費その他事業の運営に必要な経費を負担するものとする。

(負担金の減免)

第8条 教育長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条に規定する負担金を減額し、又は免除することができる。

(負担金の還付)

第9条 既納の負担金は、還付しない。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の廃止)

2 亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関

する条例(平成21年亀岡市条例第34号)は、廃止する。

(亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

3 亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年亀岡市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附則第2項を次のように改める。

(設備の基準に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から当分の間、第10条第2項、第11条第4項(一の支援の単位を構成する児童の数に係る部分に限る。)及び第15条第5号の規定は、適用しないことができる。

附則中第4項、第5項及び第6項を削る。

(準備行為)

4 この条例の施行のために必要な行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

別表(第7条関係)

利用区分	児童1人当たりの負担金の額
通常利用	月額6,000円
日曜日利用	月額1,000円
土曜日利用	月額1,000円
一時利用	日額500円

「揭示済」

亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月20日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第28号

亀岡市印鑑条例の一部を改正する
条例

亀岡市印鑑条例（平成6年亀岡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第13条第3項中「第6号」を「第5号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

「掲示済」

かめまるランド条例をここに公布する。

令和4年12月20日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第29号

かめまるランド条例

（設置）

第1条 子どもの発育に合わせたあそび環境の充実を図り、あそびによる身体的、社会的な能力を促進するとともに、子育て家庭等の交流を通じて、子どもの健やかな育ちを支援するため、かめまるランドを設置する。

（名称及び位置）

第2条 設置する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 かめまるランド

位 置 亀岡市余部町宝久保1番地の1

（開館時間及び休館日）

第3条 かめまるランドの開館時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 かめまるランドの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時に開館又は休館することができる。

(1) 木曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときはその翌日）

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

（施設の構成）

第4条 かめまるランドは、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) あそびばスペース

(2) 授乳室及びおむつ替え室

(3) 事務室、相談室及び医務室

(4) あおぞらひろば

（事業）

第5条 かめまるランドは、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 子どもの心身の発達を促すための設備等の提供に関すること。

(2) 子育て家庭等への交流場所の提供及び交流の促進に関すること。

- (3) 子育て等に関する相談及び援助の実施に関すること。
- (4) 地域の子育てに関連する情報の提供に関すること。
- (5) 子育て及び子育て支援の講習等の実施に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事業
(使用の許可)

第6条 かめまるランド（あおぞらひろばを除く。以下「屋内スペース」という。）及びその設備等を使用する者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときについても同様とする。

2 市長は、前項の使用の許可をする場合において、屋内スペースの管理上必要と認めるときは、その使用について条件を付けることができる。

(使用時間及び使用料)

第7条 屋内スペースを使用する場合の時間（以下「使用時間」という。）及び使用料は、別表に定めるとおりとする。

2 屋内スペースを使用する者は、前項に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用許可の制限)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、屋内スペースの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は設備等を汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、屋内スペースの使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 許可なく使用の目的を変更したとき。
- (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 災害その他不可抗力の事由によって屋内スペースの使用ができなくなったとき。
- (5) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めるとき。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の拒否等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、かめまるランドの使用を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (3) 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に掲げる暴力団員等
- (4) その他かめまるランドの管理上支障があると認められる者

(損害の賠償)

第13条 かめまるランドを使用する者は、かめまるランドの施設又は設備等を汚損し、又は滅失したときは、市長が相当と認める賠償額を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行のために必要な行為は、この条例の施行の日の前においても行うことができる。

(ガレリアかめおか条例の一部改正)

3 ガレリアかめおか条例(平成10年亀岡市条例第1号)を次のように改正する。

第3条第5号中「、プレイルーム」及び「、多目的フロア」を削る。

別表第1中「プレイルーム」及び「多目的フロア」を削る。

【別表 省略】

「揭示済」

亀岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月20日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第30号

亀岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市病院事業の設置等に関する条例(平成14年亀岡市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

4 第2項に規定するもののほか、次に掲げる訪問看護を実施するため、亀岡市立病院に訪問看護ステーションを置く。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)

第88条第1項に規定する訪問看護

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第78条第1項に規定する訪問看護

(3) 介護保険法(平成9年法律第123号)

第8条第4項に規定する訪問看護及び同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月20日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第31号

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀岡市議会委員会条例（昭和48年亀岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第14条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等その他やむを得ない理由により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第19条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。
第17条に次の1項を加える。

2 前項の委員長又は委員が、第14条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第20条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第24条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

第27条に次の1項を加える。

2 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。

第28条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市議会個人情報保護条例をここに公布する。

令和4年12月20日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第32号

亀岡市議会個人情報保護条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報の取扱い（第4条—第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条—第30条）
 - 第2節 訂正（第31条—第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条—第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条—第46条）
- 第5章 雑則（第47条—第52条）
- 第6章 罰則（第53条—第57条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人の尊厳の確保を基調として、亀岡市議会（以下「議会」という。）が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、適正な個人情報の取扱いに関し、必要な事項を定めることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護し、もって基本的人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式）その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計

算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1項第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記載されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した

もの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該

個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっ

ては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により

個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

（従事者の義務）

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の通知）

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに

代わるべき措置をとるとき。

- (2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

- (3) 市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、病院事業管理者、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、市が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の

作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の職員に限るものとする。

- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

- 第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。
- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

- 第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

- 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。
- (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲

(次項第2号において「記録範囲」という。)

(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この条において「記録情報」という。)の収集方法

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

(9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するも

の

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に記載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以

下この章及び第48条において「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「開示請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(情報公開条例第7条第2号ウ(当該公務員等の氏名に係る部分に限る。)に規定する情報を除く。以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及

び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。

以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正

確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であって

も、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しな

なければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由
(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に参入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、

開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録に

ついでの開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（手数料等）

第30条 開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 第28条の規定により保有個人情報が記録されている公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

（訂正請求権）

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人

情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行ななければならない。
（訂正請求の手續）

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内に行ななければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足

りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に参入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情

報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なければならない。
(利用停止請求の手續)

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該

保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をするに足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなけ

ればならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に参入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、亀岡市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成12年亀岡市条例第38号)第1条に規定する亀岡市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審議会への諮問）

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、亀岡市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成12年亀岡市条例第39号）第1条に規定する亀岡市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

（施行の状況の公表）

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣

労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月20日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第33号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「12月に支給する場合には100分の162.5」を「12月に支給する場合には100分の167.5」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の165」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

（期末手当の内払）

2 この条例による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、令和4年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

「揭示済」

規 則

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月20日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第23号

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年亀岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第27条第4号を次のように改める。

(4) かめおか児童クラブ事業の実施に関する条例（令和4年亀岡市条例第27号）第2条第1項に規定するかめおか児童クラブで勤務する職

別表第1中

「

定型的又は補助的な業務を行う職	窓口事務員、定型事務員、給食補助員その他これに類する職	1・1
子育て支援員研修修了資格を要する業務を行う職	保育士(特別支援担当)	1・3
一般的な資格又は知識経験等を要する業務を行う職	一般的事務員、調理師、保育士、学校用務員、放課後児童支援員、幼稚園教諭、司書その他これに類する職	1・9
放課後児童会を総括する業務を行う職	放課後児童主任支援員	1・12

」

を

定型的又は補助的な業務を行う職	窓口事務員、定型事務員、給食補助員、かめおか児童クラブ支援補助員その他これに類する職	1・1
子育て支援員研修修了資格を要する業務を行う職及び放課後児童支援員認定資格研修修了資格を有する業務を行う職	保育士（特別支援担当）、かめおか児童クラブ支援補助員（研修修了者）	1・3
一般的な資格又は知識経験等を要する業務を行う職	一般的事務員、調理師、保育士、学校用務員、幼稚園教諭、司書その他これに類する職	1・9
放課後児童支援員認定資格研修修了資格及び知識経験等を要する業務を行う職	かめおか児童クラブ支援員	1・16

に、

保育所又は幼稚園においてクラス担任業務を行う職	保育士、幼稚園教諭	1・19 1・22
専門の資格及び知識経験を要する業務を行う職	養護教諭、学芸員、社会教育指導員その他これに類する職	1・23
特定の専門資格及び知識経験を要する業務を行う職	看護師、栄養士、清掃技能職員その他これに類する職	1・29
高度な専門資格及び知識経験を要する業務を行う職	社会福祉士、介護保険訪問調査員、保健師その他これに類する職	1・35

を

保育所又は幼稚園においてクラス担任業務を行う職及びかめおか児童クラブを総括する業務を行う職	保育士、幼稚園教諭、かめおか児童クラブ主任支援員	1・19
専門の資格及び知識経験を要する業務を行う職	養護教諭、学芸員、社会教育指導員その他これに類する職	1・23
特定の専門資格及び知識経験を要する業務を行う職	看護師、栄養士、清掃技能職員その他これに類する職	1・29
高度な専門資格及び知識経験を要する業務を行う職	社会福祉士、介護保険訪問調査員、保健師その他これに類する職	1・35
休日急病診療所の看護業務を行う職	休日急病診療所看護師	1・49

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」

期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月20日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第24号

期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和52年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「100分の190」を「100分の200」に、「100分の230」を「100分の240」に改め、同条第2項第1号中「100分の38」を「100分の42」に、「100分の46」を「100分の50」に改め、同項第2号中「100分の57」を「100分の63」に、「100分の69」を「100分の75」に改め、同項第3号中「100分の66.5」を「100分の73.5」に、「100分の80.5」を「100分の87.5」に改め、同項第4号中「100分の76」を「100分の84」に、「100分の92」を

「100分の100」に改め、同項第5号中「100分の85.5」を「100分の94.5」に、「100分の103.5」を「100分の112.5」に改める。

第8条の2第1項中「100分の90」を「100分の95」に、「100分の110」を「100分の115」に改め、同条第2項第1号中「100分の18」を「100分の20」に、「100分の22」を「100分の24」に改め、同項第2号中「100分の27」を「100分の30」に、「100分の33」を「100分の36」に改め、同項第3号中「100分の31.5」を「100分の35」に、「100分の38.5」を「100分の42」に改め、同項第4号中「100分の36」を「100分の40」に、「100分の44」を「100分の48」に改め、同項第5号中「100分の40.5」を「100分の45」に、「100分の49.5」を「100分の54」に改める。

第2条 期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「100分の42」を「100分の40」に、「100分の50」を「100分の48」に改め、同項第2号中「100分の63」を「100分の60」に、「100分の75」を「100分の72」に改め、同項第3号中「100分の73.5」を「100分の70」に、「100分の87.5」を「100分の84」に改め、同項第4号中「100分の84」を「100分の80」に、「100分の100」を「100分の96」に改め、同項第5号中「100分の94.5」を「100分の90」に、「100分の112.5」を「100分の108」に改める。

第8条の2第2項第1号中「100分の20」を「100分の19」に、「100分の24」を「100分の23」に改め、同項第2号中「100分の30」を「100分の28.5」に、「100分の36」を「100分の34.5」に改め、同項第3号中「100分の35」を「100分の33.25」に、「100分の42」を「100分の40.25」に改め、同項第4号中「100分の40」を「100分の38」に、「100分の48」を「100分の46」に改め、同項第5号中「100分の45」を「100分の42.75」に、「100分の54」を「100分の51.75」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」



亀岡市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月20日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第25号

亀岡市国民健康保険条例施行規則
の一部を改正する規則

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和4年12月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」



かめまるランド条例施行規則をここに公布する。

令和4年12月20日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第26号

かめまるランド条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、かめまるランド条例（令和4年亀岡市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用許可）

第2条 市長は、市内に住所を有する者であって個人番号カード、運転免許証、健康保険証その他の本人確認のできる書類を提示した者、市内に住所を有しない者であって条例第7条第2項の規定により使用料を前納した者又は条例第8条の規定により使用料を免除された

者に対し、屋内スペース（条例第6条第1項に規定する屋内スペースをいう。以下同じ。）の使用を許可する。

（予約）

第3条 屋内スペースを使用しようとする者は、使用日の1月前から当該使用日までの間に、インターネットを通じて屋内スペースの使用の予約を行うことができる。

（使用者数の制限）

第4条 市長は、使用者数がかめまるランドの収容能力を超えるおそれがあるとき及びその他管理上必要があると認めるときは、使用者の数を制限することができる。

（使用料の還付）

第5条 条例第11条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他不可抗力により使用できない場合 全額
- (2) 公用又は管理上の都合等により使用できない場合 全額
- (3) その他市長が特に必要があると認めた場合 市長が別に定める額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、かめまるランド使用料還付申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第6条 使用者は、条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気（喫煙を含む。）を使用しないこと。
- (2) 許可なく印刷物等の掲示又は配布をしないこと。
- (3) 許可なく物品等の展示又は販売をしないこと。
- (4) 施設内を不潔にしないこと。

(5) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。

(6) その他市長の指示に従うこと。

（汚損等の届出）

第7条 使用者は、かめまるランドの施設又は設備等を汚損し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この規則の施行のために必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

【別記様式 省略】

「掲示済」

告示

亀岡市告示第201号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和4年12月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
令和4年度
後期高齢者医療保険料督促状4期分
- 2 送達を受けるべき者
住所 省略
氏名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第202号

亀岡市指定金融機関、亀岡市指定代理金融機関及び亀岡市収納代理金融機関の指定（平成14年亀岡市告示第34号）の一部を次のよう

に改正する。

令和4年12月1日

亀岡市長 桂川孝裕

表中

「

収納代理金融機関	株式会社りそな銀行
	株式会社みずほ銀行
	株式会社関西みらい銀行
	近畿労働金庫
	京滋信用組合
	株式会社ゆうちょ銀行

」

を

「

収納代理金融機関	株式会社みずほ銀行
	近畿労働金庫
	京滋信用組合
	株式会社ゆうちょ銀行

」

に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第203号

亀岡市LGBTQ+啓発事業シンボルマークの使用に関する要綱を次のように定める。

令和4年12月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市LGBTQ+啓発事業シンボルマークの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、全ての人がLGBTQ+の理解を深め、LGBTQ+の人たちが安心して暮らせるまちづくりを目指すことを目的として、市が「亀岡市LGBTQ+啓発事業シンボルマーク」(以下「シンボルマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(シンボルマーク)

第2条 この要綱においてシンボルマークは、別記第1号様式のとおりとする。

(シンボルマークに関する権利)

第3条 シンボルマークに関する一切の権利は、市に帰属する。

(使用の申請)

第4条 シンボルマークを使用しようとする者は、亀岡市LGBTQ+啓発事業シンボルマーク使用承認申請書(別記第2号様式)に関係書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市又は市が構成員となっている団体が、第1条に規定する目的で使用するとき。
- (2) 報道機関が専ら報道の用に供する目的で使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に適当と認めるとき。

(使用の承認)

第5条 市長は、前条の規定による使用承認申請があったときは、その内容を審査の上、使用承認の可否を決定し、亀岡市LGBTQ+啓発事業シンボルマーク使用承認(不承認)

通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認をしないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長がシンボルマークの使用として適当でないとき。

2 市長は、使用承認をする際、シンボルマークの使用法その他必要な事項について、条件を付することができる。

(使用承認の期間)

第6条 前条第1項の規定による使用承認の期間は、承認の日から起算して1年間とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第7条 シンボルマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 シンボルマークの使用承認を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途のみに使用し、市長が指示する条件に従うこと。
- (2) 色、形状等を正しく使用すること。
- (3) シンボルマークのイメージを損なう使用

をしないこと。

- (4) 使用承認により生じた権利を、第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標登録、意匠登録等の出願及び著作物に関する自己の権利の新たな設定又は登録を行わないこと。
- (6) シンボルマークを使用した物品等について、見本等を市長に提出すること。
(承認内容の変更等)

第9条 シンボルマークの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ亀岡市LGBTQ+啓発事業シンボルマーク使用内容変更承認申請書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、亀岡市LGBTQ+啓発事業シンボルマーク使用内容変更承認(不承認)通知書(別記第5号様式)により申請者に通知するものとする。
(使用状況の確認等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、シンボルマークの使用状況等を調査し、又はシンボルマークの使用承認を受けた者に対して、その状況を報告させることができる。
(使用承認の取消し等)

第11条 市長は、シンボルマークの使用承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、シンボルマークの使用承認を取り消し、シンボルマークを使用した物品の回収等を求めるなど、厳正な措置を講ずるものとする。

- (1) 法令又はこの要綱の定めるところに違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段によりシンボルマークの使用承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がシン

ボルマークの使用として適当でないとき。

(損害賠償等)

第12条 シンボルマークの使用等に起因して生じた事故及び損害について、市は一切の責任を負わない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第204号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

令和4年12月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 令和4年度 国民健康保険料第5期

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略
16	省略	省略
17	省略	省略
18	省略	省略
19	省略	省略
20	省略	省略
21	省略	省略
22	省略	省略
23	省略	省略
24	省略	省略
25	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第205号

亀岡市電線共同溝管理規程を次のように定める。

令和4年12月9日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市電線共同溝管理規程

(目的)

第1条 この規程は、亀岡市（以下「道路管理者」という。）が管理する電線共同溝に関し、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第18条の規定に基づき、その構造の保全及び管理費用の負担に関する事項、電線共同溝に敷設する収容物件の管理に関する事項、その他電線共同溝の管理に関する必要な事項を定め、もって電線共同溝の安全かつ円滑な管理運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電線共同溝 電線の設置及び管理を行う2以上の者の電線を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設であって、管路部及び特殊部からなるものをいう。
- (2) 管路部 電線を管路材に収容する部分をいう。
- (3) 特殊部 分岐部、接続部及び地上機器部（地上機器及び地上機器基礎部を除く。）の総称をいう。
- (4) 附帯設備 電線共同溝に附帯して設置する施設をいう。
- (5) 道路設備 道路管理者が道路の施設とし

て電線共同溝に敷設する電線、通信線及び特殊部に設ける取付け金具等をいう。

- (6) 占用物件 道路管理者の許可を受け電線共同溝に敷設した電線、通信線及び地上機器等をいう。
- (7) 占用者 占用物件の敷設に関する道路管理者の許可を受けた者をいう。
- (8) 収容物件 道路設備及び占用物件をいう。
- (9) 占用工事 道路管理者の承認を得て、占有者が行う占用物件の改築、維持、修繕、災害復旧その他管理に関する工事をいう。

(管理区分)

第3条 電線共同溝及び道路設備は道路管理者が、占用物件は占有者が、それぞれ管理するものとする。

(台帳の作成及び保管)

第4条 道路管理者は、円滑な管理運営を図るため電線共同溝管理台帳（以下「台帳」という。）を作成し、保管するものとする。

2 台帳に記入すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 電線共同溝の規模及び構造
- (2) 収容物件の敷設状況
- (3) 収容物件の種類、敷設工事着手年月日及び完了年月日
- (4) 収容物件の管理者名、連絡先
- (5) その他必要な事項

3 道路管理者は、占有者に台帳を閲覧させることができる。

4 占有者は、占有者に起因して台帳の内容に変更が生じたときは、速やかに道路管理者に届け出なければならない。

(収容物件の明示)

第5条 道路管理者及び占有者は、収容物件の管理者名、敷設年、電圧（電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づき設ける電線に限る。）等を明示するものとする。

(構造及び収容物件に変更がある場合の措置)

第6条 道路管理者は、電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧等を行おうとするとき、又は新たに占有者が加入する等収容物件に変更が生じるときは、あらかじめ関係する占有者に通知し、協議するものとする。

(工事の承認)

第7条 占有者は、占用工事を施工しようとするときは、あらかじめ電線共同溝占用工事承認申請書（別記第1号様式）を道路管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(工事の施工)

第8条 占有者は、占用工事の際に電線共同溝の構造及び他の収容物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講じなければならない。

2 占有者は、占用工事が他の収容物件に支障を及ぼすおそれがあるときは、道路管理者及び他の占有者の意見を聴取し、必要があれば立会いを求めるものとする。

3 道路管理者が電線共同溝に関わる工事を施工する際に、他の収容物件に影響を及ぼすおそれがあるときは、事前に関係する占有者と連絡又は協議を行うものとする。

4 占有者は、占用工事に伴い、附帯設備の設置等が必要になった場合は、道路管理者と協議するものとする。

5 占有者は、占用工事が完了したときは、道路管理者に電線共同溝占用工事完了届（別記第2号様式）を提出し、工事内容等の確認を受けなければならない。

(電線共同溝への入溝)

第9条 占有者は、占用工事、巡視及び点検等（以下「工事等」という。）により電線共同溝に入溝しようとするときは、道路管理者に電線共同溝入溝承認申請書（別記第3号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、占有者は、事故

その他やむを得ない事由により緊急を要する場合は、道路管理者に連絡し、その指示に従って電線共同溝に入溝できるものとする。この場合において、当該占有者は入溝後速やかに電線共同溝緊急入溝報告書（別記第4号様式）を提出し、作業内容等について道路管理者の確認を受けなければならない。

（点検及び連絡の義務）

第10条 道路管理者及び占有者は、必要に応じ巡視又は点検を行い、自己の管理する施設を常時良好な状態に保持するよう努めなければならない。

2 道路管理者及び占有者は、巡視又は点検の際、電線共同溝又は他の収容物件等に異常を発見したときは、直ちに関係者に連絡するとともに、自己の収容物件の保持に必要な措置を講じるものとする。

3 占有者は、前項の措置を行ったときは、措置完了後直ちに道路管理者に電線共同溝事故報告書（別記第5号様式）を提出しなければならない。

4 道路管理者は、電線共同溝に異常が発見されたときは、占有者と協議の上、その機能を回復させるための措置を講じなければならない。

5 道路管理者は、占有者以外の者が道路法（昭和27年法律第180号）第24条又は第32条の規定により、電線共同溝に近接して工事を行う場合には、必要に応じ事故防止のための協議若しくは立会い又は占有者への通知を行うものとする。

（関係法令の遵守）

第11条 道路管理者及び占有者は、本規程によるほか関係法令等を遵守しなければならない。

（費用の負担）

第12条 電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧その他管理に要する費用（以下「管理

費」という。）は、当該工事等に直接必要な本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、機械器具費、営繕費並びに事務費の合計額に、当該電線共同溝の建設に要した額の負担割合を乗じて得た額を道路管理者及び占有者がそれぞれ負担するものとする。ただし、道路管理者は、これによることができない場合又は著しく公平を欠くと認められる場合は、占有者の意見を聴取し、別に負担金の額を定めることができる。

2 管理費のうち、機械器具費、営繕費及び事務費の算出方法は、道路整備特別会計における附帯工事の事務取扱要綱（昭和54年3月1日建設省道総発第53号地方建設局長あて建設事務次官通知）によるものとする。

3 前2項の規定による負担金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 占有物件の設置又は占有工事等により、電線共同溝及び収容物件に損害を与えた場合の復旧費は、前各号の規定にかかわらず、その原因者の負担とする。

5 特定の占有者の必要により生じた当該電線共同溝の改築に要する費用は、当該占有者の負担とする。

6 管理費のうち占有者が負担することとなる負担額については、全て道路管理者が徴収するものとする。

7 占有者は、管理費算定調書に基づき、道路管理者が発行する納入通知書により、納入するものとする。

8 道路管理者が徴収する管理費は、毎会計年度末に精算するものとする。ただし、電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の工事で、当該工事の完了の際精算できるものについては、その都度精算することができる。

（損害又は紛争の処理）

第13条 収容物件の設置、管理の瑕疵又は工事等に起因して第三者（道路管理者及び他の占有者を含む。以下同じ。）に損害を与え、又は第三者と紛争が生じた場合においては、当該原因者の責任において解決しなければならない。

（保安細則）

第14条 道路管理者は、保安及び防災上特に必要な事項について、電線共同溝に関する保安細則を定めることができる。

（その他）

第15条 この規程に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、道路管理者と占有者が協議し、取り決めるものとする。

附 則

この規程は、告示の日から実施する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第206号

亀岡市電線共同溝保安細則を次のように定める。

令和4年12月9日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市電線共同溝保安細則

（趣旨）

第1条 この細則は、亀岡市電線共同溝管理規

程（令和4年亀岡市告示第205号。以下「管理規程」という。）第14条の規定に基づき、電線共同溝の保安、防災及び維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（入溝時の措置）

第2条 電線共同溝に入溝したときは、電線共同溝入溝日誌（別記第1号様式）に必要な事項を記載し、その都度道路管理者に提出し、確認を受けなければならない。

2 入溝に必要な鍵は、道路管理者及び占有者がそれぞれ保管するものとする。この場合において、占有者は鍵の責任者を定め、道路管理者に届け出るものとし、保管責任者は承認された目的以外に使用してはならない。

（工事等施工時の措置）

第3条 占有者及び請負者等は、管理規程に定める占用工事、巡視及び点検等（以下「工事等」という。）を行う場合は、管理規程及び関係法令のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 電線共同溝に入溝する場合は、入溝責任者を定めるとともに、入溝責任者は常に道路占用許可（回答）書又は電線共同溝入溝承認書を携行すること。
- (2) 入溝者は必ず保安帽及び作業服を着用するとともに、入溝責任者は別記第2号様式の腕章を着用すること。
- (3) 入溝責任者は、作業に際し電線共同溝内（以下「構内」という。）の有毒なガス等の有無を確認すること。
- (4) 構内での火気の使用は、道路管理者が承認した場合以外に行わないこと。なお、火気を使用する場合は、消火器を携帯すること。
- (5) 電線共同溝の入溝作業区域内は、禁煙とすること。
- (6) 電線共同溝の構造及び他の収容物件の保持に支障を及ぼさないために、必要な措置

を講じること。

- (7) 電線共同溝の蓋を開ける等、歩行者及び車両等の道路交通に支障を及ぼす場合は、当該箇所に柵及び工事標識を設けるとともに、原則として保安要員を配置し、夜間は赤色灯をつけるなど、危険防止に必要な措置を講じること。
- (8) 電線共同溝に係る作業は、道路の交通に著しい支障を及ぼさない時間帯に行うこと。
- (9) 工事等の施工に伴う事故発生を未然に防止するよう万全の措置を講じること。
- (10) 工事等の完了後は、工事材料等を速やかに搬出し、入溝作業区域内の清掃を行うこと。

(緊急時における連絡)

第4条 電線共同溝において事故の発生又はそのおそれのある場合には、発見者は直ちに緊急連絡系統図（別図）に基づき連絡しなければならない。

(構内の清掃)

第5条 道路管理者及び占有者は、構内を常に清潔な状態に保持するため、必要に応じ清掃を行うものとする。

(工事等の調整)

第6条 占有者は、工事等により電線共同溝に入溝しようとするときは、緊急の場合を除き、事前に道路管理者と作業の時期等について調整しなければならない。

(近接工事の立会い)

第7条 道路管理者は、電線共同溝に近接した占用工事等の申請があった場合は、現地での立会い等必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第8条 この細則に定めのない事項若しくは疑義が生じた場合には、道路管理者と占有者が協議し、取り決めるものとする。

附 則

この細則は、告示の日から実施する。

【別記様式、別図 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第207号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年12月19日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類
南丹都市計画生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
亀岡市安町大池の一部
亀岡市下矢田町1丁目の一部
亀岡市下矢田町2丁目の一部
亀岡市篠町篠上西裏の一部
- 3 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第208号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和4年12月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 令和4年度 固定資産税・都市計画税 第4期

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏名又は名称
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第209号

亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年亀岡市条例第4号）第3条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年12月22日

亀岡市長 桂川孝裕

管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
東別院グラウンド	東別院町自治会	令和5年4月1日から 令和9年3月31日まで
亀岡市都市公園（亀岡駅北1号公園ほか3公園）	合同会社 ビバ&サンガ	令和5年4月1日から 令和9年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第210号

亀岡市税等口座振替収納事務取扱要綱（昭和47年亀岡市告示第18号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第1項中「放課後児童会」を「かめおか児童クラブ」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中

「 放 課 後 児 童 会 負 担 金		放 課 後 児 童 会
---------------------------	--	-------------

を

「 か め お か 児 童 ク ラ ブ 負 担 金		
---------------------------------	--	--

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の実施の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(準備行為)

- 4 この要綱の実施のために必要な行為は、この要綱の実施の前においても行うことができる。

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第132号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和4年12月2日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和4年12月2日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第133号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和4年12月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 水配替第10号
- (2) 工事名 亀岡中部農地整備事業（曾我部工区）に伴う配水管移設工事（その7）
- (3) 工事場所 亀岡市曾我部町地内
- (4) 工事種別 水道施設工事
- (5) 工事概要 配水管移設
- | | | |
|--------|------------|-----------|
| 10-1工区 | DSGX φ 150 | L = 5.8m |
| 10-2工区 | DSGX φ 100 | L = 13.7m |
| 仮設管 | | 一式 |
- (6) 予定価格（税込） 4,433,000円
【入札書比較価格（税抜）4,030,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から令和5年3月10日まで
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 無
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 免除
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和4年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「C等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書（特記仕様書 3. 配水管技能者の資格）及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した水道施設工事（C等級

対象工事)の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事(C等級対象工事)の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)

- (5) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したのものや契約変更の増減額は対象外とする。)

- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)

- (2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円(建築一式は6,000万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。)

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者が条件を満たしていることがわかる資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和4年12月5日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和4年12月5日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和4年12月9日（金） 午前9時から午後5時まで 令和4年12月12日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和4年12月13日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和4年12月8日（木） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和4年12月14日（水） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和4年12月15日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和4年12月19日（月） 午前9時から午後5時まで 令和4年12月20日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和4年12月21日（水） 午前11時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話0771-25-5041)

「揭示済」

 亀岡市公告第134号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和4年12月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | | |
|----------|----------------|-----------|------------|
| (1) 工事番号 | 公第7号 | | |
| (2) 工事名 | 亀岡運動公園給水管等改修工事 | | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市曾我部町穴太地内 | | |
| (4) 工事種別 | 水道施設工事 | | |
| (5) 工事概要 | 給水管等改修 | HPPE φ 75 | L = 411.4m |
| | | HPPE φ 50 | L = 16.8m |

- | | | |
|--|-----------|----------|
| | HIVP φ 50 | L = 7.9m |
| | HIVP φ 40 | L = 6.3m |
| | 仮設管 | 1式 |
| | 受水槽改修 | 1式 |
| | 附帯工 | 1式 |
- (6) 予定価格 (税込) 41,569,000円
【入札書比較価格 (税抜) 37,790,000円】
- (7) 工 期 契約日の翌日から令和5年3月15日まで
(8) 部 分 払 無
(9) 前 金 払 有 (原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。)
(10) 最低制限価格 採用
(11) 入札保証金 免除
(12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社 (公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和27年法律第184号) 第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。) の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
(14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和4年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社 (本店) を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書 (特記仕様書 3. 配水管技能者の資格) 及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事 (水道施設工事) が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した水道施設工事 (A等級対象工事) の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事 (A等級対象工事) の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)
- (5) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
(※受注金額は、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工

事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。)

- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者が条件を満たしていることがわかる資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和4年12月12日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和4年12月12日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和4年12月19日（月） 午前9時から午後5時まで 令和4年12月20日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり

入札参加確認通知の送付	令和4年12月22日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和4年12月16日（金） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和4年12月23日（金） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和4年12月27日（火） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和5年1月10日（火） 午前9時から午後5時まで 令和5年1月11日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和5年1月12日（木） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受

付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第135号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和4年12月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和4年12月12日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第136号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和4年12月15日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 4土道改第11号
- (2) 工事名 亀岡市サイクルルート整備工事
- (3) 工事場所 亀岡市内一円
- (4) 工事種別 舗装工事
- (5) 工事概要

工事延長	L = 12.3km		
舗装工		A = 6,160m ²	
	殻運搬	V = 495m ³	
	殻処分	V = 495m ³	
区画線工	溶融式区画線	1式	
道路附属施設撤去工	道路鋏	348個	
仮設工	交通誘導員	1式	
- (6) 予定価格（税込） 51,378,800円
 【入札書比較価格（税抜）46,708,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から令和5年3月15日まで
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和4年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した舗装工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者が条件を満たしていることがわかる資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和4年12月15日（木） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和4年12月15日（木） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和4年12月23日（金） 午前9時から午後5時まで 令和4年12月26日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和4年12月27日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和4年12月22日（木） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和5年1月10日（火） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和5年1月12日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和5年1月16日（月） 午前9時から午後5時まで 令和5年1月17日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和5年1月18日（水） 午前10時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当該工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 元請工事における下請総額が4,000万円以上となる場合は、「舗装工事」にかかる特定建設業の許可が必要となる。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第137号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和4年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- (1) 工事番号 公第7号
- (2) 工事名 亀岡運動公園給水管等改修工事
- (3) 工事場所 亀岡市曾我部町穴太地内
- (4) 工事種別 管工事

(5) 工事概要	給水管等改修	HPPE φ 75	L = 411.4m
		HPPE φ 50	L = 16.8m
		HIVP φ 50	L = 7.9m
		HIVP φ 40	L = 6.3m
	仮設管		1式
	受水槽改修		1式
	附帯工		1式

(6) 予定価格（税込） 41,569,000円

【入札書比較価格（税抜）37,790,000円】

(7) 工期 契約日の翌日から令和5年3月15日まで

(8) 部分払 無

(9) 前金払 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。）

(10) 最低制限価格 採用

(11) 入札保証金 免除

(12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(13) 支給材料及び貸与品 無

(14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和4年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「管工事」に登録された者のうち、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 亀岡市指定給水装置工事事業者であること。
- (3) 特記仕様書（特記仕様書 3.配水管技能者の資格）及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない

い。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者が条件を満たしていることがわかる資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和4年12月23日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和4年12月23日（金） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和5年1月10日（火） 午前9時から午後5時まで 令和5年1月11日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和5年1月12日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和5年1月6日（金） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和5年1月13日（金） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和5年1月16日（月） 午後5時まで	共通事項5のとおり

入札期間	令和5年1月18日（水） 午前9時から午後5時まで 令和5年1月19日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和5年1月20日（金） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）

亀岡市 総務部 契約検査課 （電話 0771-25-5041）

「揭示済」

亀岡市公告第138号

亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成28年亀岡市条例第42号）第8条第1項第5号及び第9条第1項第6号の規定に基づく指定区域を変更するため、同条例第8条第2項において準用する同条例第6条第2項の規定により、次のとおり変更案を縦覧に供する。

なお、変更案について、当該指定区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和4年12月23日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 変更する区域の名称及び土地の区域
西山団地地区（亀岡市篠町王子 地内）
- 2 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 3 縦覧期間
令和4年12月23日から令和5年1月13日まで

「揭示済」

亀岡市公告第139号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和4年12月26日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事の概要等
 - (1) 工事番号 水配替第11号
 - (2) 工事名 野条大橋水管橋新設等工事

- (3) 工事場所 亀岡市篠町地内
- (4) 工事種別 水道施設工事
- (5) 工事概要 配水管布設
- | | | |
|--------------|-------------|-----------|
| 水管橋添架部 (1工区) | WEETA φ 150 | L = 20.4m |
| 埋設部 (1工区) | DSGX φ 150 | L = 35.4m |
| | DSGX φ 100 | L = 0.8m |
| | DSGX φ 75 | L = 1.8m |
| 埋設部 (2工区) | HPPE φ 100 | L = 21.5m |
| 給水管 | | N = 1戸 |
- (6) 予定価格 (税込) 15,972,000円
【入札書比較価格 (税抜) 14,520,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から120日間
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有 (原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。)
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社 (公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和27年法律第184号) 第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。) の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和4年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「B等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社 (本店) を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書 (特記仕様書 3. 配水管技能者の資格) 及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事 (水道施設工事) が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
- (※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した水道施設工事 (B等級対象工事) の競争入札により落札した工事、で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事

(B等級対象工事)の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)

(5) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したものや契約変更の増減額は対象外とする。)

(6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

(7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書(別紙様式1)

(2) 配置予定技術者調書(別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円(建築一式は6,000万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。)

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者が条件を満たしていることがわかる資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和4年12月26日(月) 午後3時から	共通事項2のとおり

設計図書等の閲覧期間	令和4年12月26日（月） 午後3時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和5年1月10日（火） 午前9時から午後5時まで 令和5年1月11日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和5年1月12日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和5年1月6日（金） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和5年1月13日（金） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和5年1月17日（火） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和5年1月19日（木） 午前9時から午後5時まで 令和5年1月20日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和5年1月23日（月） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が

- 入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
 - (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
 - (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第140号

亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

令和4年12月28日

亀岡市長 桂川孝裕

1 試験区分、採用予定人数及び受験資格

試験区分	採用予定人数	受験資格
かめおか方式 事務 (上級) [20-35]	若干名	昭和62年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人。ただし、学校教育法による高等学校を令和5年3月31日までに卒業する見込みの人は受験できない。
まちづくり 技師 かめおか方式 総合土木 (土木・農業土木 ・造園) (上級) [20-35]	若干名	昭和62年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校以上の学校（同程度と認めるものを含む。）において土木工学、造園・緑地、環境工学のいずれかに関する課程を修得し卒業した人又は令和5年3月31日までに卒業する見込み（高等学校を除く。）の人

かめおか方式 学芸員 [22-35]	若干名	昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を日本史学専攻で卒業（令和5年3月31日までに卒業見込みを含む。）し、学芸員資格を有しており（令和5年3月31日までに取得見込みを含む。）、博物館における歴史・民俗分野の調査等について、知識・経験を有する人
かめおか方式 保育士・幼稚園教諭 [-35]	若干名	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格及び幼稚園教諭資格を有する人（令和5年3月31日までに取得見込みを含む。）

※いずれか1つの試験区分のみ受験が可能である。

※いずれの試験区分も障がい者の受験が可能である。

※募集人数については、現時点における予定に基づくもので、今後の事業計画によって変わることがある。

※受験資格がないことが明らかになったときは合格を取り消す場合がある。

※地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定による次の欠格条項に該当する人は受験することができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 亀岡市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験方法・期日・場所

それぞれの試験区分ごとの試験方法・期日・場所については、次のとおりである。また、1次試験の集合時間等については、受験票を交付する際に知らせる。

(1) 事務（上級）、総合土木（上級）、学芸員

区 分	試験方法	期 日	場 所
1次試験	集団面接	令和5年1月28日（土） ～ 令和5年1月29日（日） 上記期日のうち指定する1日	京都先端科学大学 京都亀岡キャンパス 悠心館
2次試験	個別面接	令和5年2月10日（金） ～ 令和5年2月15日（水） 上記期日のうち指定する1日	亀岡市内の施設
	① 教養試験 ② 作文試験 ③ SPI3試験 ①～③で1つ選択	令和5年2月12日（日）	京都先端科学大学 京都亀岡キャンパス バイオ環境館

3次試験	個別面接	令和5年3月1日(水)	亀岡市内の施設
------	------	-------------	---------

(2) 保育士・幼稚園教諭

区分	試験方法	期 日	場 所
1次試験	集団面接	令和5年1月28日(土) ～ 令和5年1月29日(日) 上記期日のうち指定する1日	京都先端科学大学 京都亀岡キャンパス 悠心館
2次試験	実技試験	令和5年2月10日(金)	亀岡市立東部保育所
	専門試験	令和5年2月12日(日)	京都先端科学大学 京都亀岡キャンパス バイオ環境館
3次試験	個別面接	令和5年3月1日(水)	亀岡市内の施設

3 試験内容

教養試験	筆記試験(多肢択一式)を行う。 出題数は40題で、試験時間は2時間とする。 出題分野は、時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力を問う問題とする。
作文試験	作文課題に対する理解力、文章の表現力や構成力などについて評価を行う。 課題字数は1200字、試験時間は1時間30分とする。
SPI3試験	言語及び非言語に関する能力検査を行う。 出題数は70題で、試験時間は1時間10分とする。
専門試験	筆記試験(多肢択一式)を行う。 出題数は30題で、試験時間は1時間30分とする。 社会福祉・子ども家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、保育原理・保育内容及び子どもの保健を問う問題とする。

4 合格発表等

(1) 日程

合格発表	
1次試験	令和5年2月上旬
2次試験	令和5年2月下旬
3次試験	令和5年3月上旬

(2) 通知方法及び職員採用候補者名簿の登載

ア 1次、2次及び3次試験の合格発表については、市のホームページで受験番号を掲示するほか、合格者にのみ通知を行う。また、3次試験の合格発表については、合格者の受験番号

を掲載した公告文を掲示する。

イ 最終合格者は、試験区分ごとの職員採用候補者名簿に登載し、令和5年4月1日以降必要に応じて採用する。ただし、最終合格者と調整し、令和5年3月31日以前に採用する場合がある。職員採用候補者名簿の有効期間は、令和6年4月1日までとする。

5 初任給

(参考：令和4年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。)

大学卒	短大卒	高校卒
196,312円	177,126円	163,876円

- (1) 職歴や学歴等により給料月額が増減する場合がある。また、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等の諸手当が要件に応じて支給される。
- (2) 初任給については、採用前の給与改定等により変更になる場合がある。
- (3) 福利厚生制度については、共済組合の制度として、保険給付や資金貸付等が受けられる。
- (4) 受動喫煙防止対策として、原則敷地内は禁煙である。（一部特定屋外喫煙所がある。）

6 受験申込みの手続

申込方法	亀岡市職員採用試験のインターネットの専用ページから申し込むこととする。 ※インターネットによる申込みができない場合は、令和5年1月16日（月）午後5時までに人事課まで問い合わせることとする。
申込受付期間	令和4年12月28日（水）～令和5年1月22日（日） ※受付後は、申込みをした試験区分の変更はできない。

7 その他

新型コロナウイルス感染症の影響や自然災害などの発生により、試験が中止又は延期になる場合や、試験会場、試験内容、開始時間などが変更になる場合がある。

なお、中止、延期又は変更が生じた場合は、市ホームページなどで行う。

8 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の不明な点は亀岡市市長公室人事課に問い合わせることとする。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話（0771）22-3131（市役所代表）…（内線2954）

電話（0771）55-9451（人事課直通）

FAX（0771）24-5501

URL：<https://www.city.kameoka.kyoto.jp/>

「掲示済」

議会事務局欄

規則

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月20日

亀岡市議会議長 福井英昭

亀岡市議会規則第1号

亀岡市議会会議規則の一部を改正する規則

亀岡市議会会議規則（昭和53年亀岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第90条—第94条）」を「（第90条—第94条の2）」に、「（第166条）」を「（第166条・第166条の2）」に改める。

第94条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第94条の2 この章における出席委員には、亀岡市議会委員会条例（昭和48年亀岡市条例第43号。以下「条例」という。）第14条の2の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含むものとする。

第117条に次の1項を加える。

3 前2項の場合において、条例第14条の2の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、

オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第129条に次のただし書を加える。

ただし、条例第14条の2の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第142条に次の1項を加える。

3 前項の場合において、条例第14条の2の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

第166条の次に次の1条を加える。

（協議等の場の開催方法の特例）

第166条の2 前条の協議等の場については、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等その他やむを得ない理由により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

教育委員会欄

規則

かめおか児童クラブ事業の実施に関する条例施行規則をここに公布する。

令和4年12月20日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第6号

かめおか児童クラブ事業の実施に
関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、かめおか児童クラブ事業の実施に関する条例（令和4年亀岡市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(児童クラブの名称及び設置場所)

第2条 条例第2条第2項に定めるかめおか児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の名称及び設置場所は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）における児童クラブの名称及び設置場所については、別表第2のとおりとする。

(対象児童の要件)

第3条 対象児童は、条例第3条に規定するもののほか、その保護者、同居の親族その他の者が次の各号のいずれかに該当し、保育の必

要があるものとする。

- (1) 産前又は産後であること。
 - (2) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
 - (3) 親族を常時介護又は看護していること。
 - (4) 求職活動を継続的に行っていること。
- (職員)

第4条 亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第33号）第11条に規定する放課後児童支援員として、児童クラブにかめおか児童クラブ支援員（以下「支援員」という。）を置く。

2 前項の支援員のほか、児童クラブにかめおか児童クラブ補助員を置くことができる。

(入会)

第5条 条例第5条の規定により児童を入会させようとする保護者は、児童クラブの利用を希望する日の14日前までに、かめおか児童クラブ入会申請書に勤務証明書その他必要な書類を添えて教育長に提出しなければならない。ただし、4月1日から利用する場合は、教育長が別に定める期間内に提出するものとする。

2 条例第6条の規定による通知は、かめおか児童クラブ入会承認（不承認）通知書によるものとする。

(利用制限)

第6条 教育長は、条例第3条の規定にかかわらず、児童クラブを利用しようとする対象児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、児童クラブの利用を制限することができる。

- (1) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止中の児童
 - (2) 心身が虚弱で保育に耐えられないと認められる児童
- (退会)

第7条 保護者は、児童クラブに入会している児童（以下「入会児童」という。）が第3条に規定する対象児童でなくなったとき、又は児童クラブから退会させようとするときは、速やかにかめおか児童クラブ退会届を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、入会児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入会児童を退会させることができる。

- (1) 児童クラブを5日以上無断欠席したとき。
- (2) 負担金を2月分以上納めないとき。
- (3) 保護者が児童クラブに係る申請書類に虚偽の記載を行ったと認められたとき、又は第8条に規定する届出の義務を怠ったとき。
- (4) 他の入会児童の保育に支障があると認められるとき。

（届出）

第8条 保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育長に届け出なければならない。

- (1) かめおか児童クラブ入会申請書の記載事項に変更があったとき。
- (2) 入会児童が長期にわたり欠席するとき。

（負担金の額）

第9条 入会児童が一時利用をする場合の負担金は、条例別表に定める通常利用、日曜日利用及び土曜日利用の利用区分（この項において「月単位の利用区分」という。）毎の児童1人当たりの負担金の額を、月単位の利用区分毎に一時利用した場合の日額の合計額が上回る場合は、月額とする。

2 条例第7条ただし書の規定により、同一世帯において2人以上の児童が利用する場合においては、2人目以降の児童に係る負担金を無料とする場合は、次のとおりとする。

- (1) 月単位の利用と月単位の利用がある場合
2人目以降の月単位の利用
- (2) 月単位の利用と日単位の利用がある場合

日単位の利用

- (3) 日単位の利用と日単位の利用がある場合
同日の日単位の利用
（負担金の減免）

第10条 条例第8条の規定により負担金を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯又は前年度分の市民税非課税世帯 免除
- (2) 災害その他特別の事情により負担金を納入することが困難な場合 教育長が定める額の減額
- (3) その他教育長が特に必要と認める場合 教育長が定める額の減額

2 前項の規定により負担金の減額又は免除を受けようとする者は、かめおか児童クラブ負担金減免申請書に必要な書類を添えて、教育長に申請しなければならない。

（負担金の還付）

第11条 条例第9条ただし書の規定により負担金の全部又は一部を還付することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 入会児童が月単位の利用をし、既に納付した退会した月以後の分の負担金がある場合
- (2) 入会児童が日単位の利用をし、既に納付した退会した日以後の分の負担金がある場合
- (3) 条例第8条の規定により既に納付した負担金を減免した場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特別な理由があると認めた場合

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の廃止)

2 亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則（平成21年亀岡市教育委員会規則第8号）は、廃止する。

(準備行為)

3 この規則の施行のために必要な行為は、この規則の施行の前においても行うことができる。

【別表 省略】

「揭示済」

任免及び辞令

渡邊 遥 香

上原 久 和

塚本 綏佳子

長尾 敬 行

上松 幸 一

岡本 裕 介

中川 寛

迫間 勝 樹

(各 通)

亀岡市いじめ防止対策推進委員会委員に委嘱します

任期は令和6年12月2日までとします

令和4年12月3日

石山 耐 子

廣瀬 登代子

塚本 綏佳子

鶴田 載 直

名倉 季 子

木村 茂

(各 通)

亀岡市図書館協議会委員の委嘱を解きます

令和4年12月21日

選挙管理委員会欄

規程

亀岡市選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年12月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

亀岡市選挙管理委員会規程第2号

亀岡市選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市選挙公報の発行に関する規程（平成6年亀岡市選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、白黒の手札型」を「及び無彩色の写真であって手札型のもの」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による掲載文及び写真の提出は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、前2項の規定の適用については、第1項中「正副2通の掲載文及び候補者の写真2枚」とあるのは「掲載文及び候補者の写真」と、第2項中「写真であって手札型のもの」とあるのは「写真」とする。

第3条中「亀岡市選挙公報掲載文原稿用紙（別記第2号様式）」を「亀岡市選挙公報掲載

文原稿用紙（委員会が提供する同様式の電磁的記録を含む。）（別記第2号様式。以下「原稿用紙」という。）」に改める。

第4条第1項中「黒色の色素により記載しなければならない」を「無彩色で記載し、又は記録しなければならない」に改め、同条第3項中「かたかな、ひらがな」を「片仮名、平仮名」に、「及び線並びに」を「若しくは線又は」に、「及びこれらの類」を「若しくはこれらの類」に、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改め、同条第4項中「及び」を「又は」に、「記載しよう」を「記載し、又は記録しよう」に、「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第5条第1項中「2通」を削る。

第7条第1項中「つど」を「都度」に改め、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市選挙管理委員会告示第47号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和4年12月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

1, 465人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第48号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年12月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

24, 401人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第49号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和4年12月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

12, 201人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第50号

亀岡市議会議員一般選挙に係る選挙時登録の被登録資格決定の基準日等について

令和5年1月22日執行の亀岡市議会議員一般選挙に係る選挙人名簿の選挙時登録について、被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定める。

令和4年12月1日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 俣野健一郎

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
令和5年1月14日
(ただし、年齢については令和5年1月22日)
- 2 登録を行う日
令和5年1月14日

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第33号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃止の告示

令和4年12月13日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定工事業者指定辞退届が提出されたので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第2号の規定により告示する。

記

- 1 廃止届出日
令和4年12月2日
- 2 廃止業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
202	ミゾツラ電器	代表 溝行 清	亀岡市旅籠町31

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第34号

亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示

令和4年12月20日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和4年12月20日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
326	株式会社 ミゾツラ電器	代表取締役 溝行 誠	亀岡市旅籠町31

「掲示済」

亀岡市上下水道部告示第35号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示

令和4年12月20日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

令和4年12月20日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
313	株式会社 ミゾツラ電器	代表取締役 溝行 誠	亀岡市旅籠町31

「掲示済」

亀岡市上下水道部告示第36号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市上下水道部お客様サービス課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国税通則法（昭和37年法律第66号）第14条の規定により告示する。

令和4年12月27日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

交付要求解除通知書

2 送達を受けるべき者

	住所	氏名
1	省略	福井 操

3 この書類を受領されないときは、国税通則法第14条第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「掲示済」

市立病院欄

規程

亀岡市立病院公用車使用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年12月1日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

亀岡市病院事業管理規程第6号

亀岡市立病院公用車使用規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院公用車使用規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第22条を第24条とし、第21条を第23条とする。

第20条第2項中「遅滞なく」の次に「安全運転管理者及び」を加え、「（別記第4号様式）」を削り、同条を第22条とする。

第19条を第21条とし、第18条を第20条とする。

第17条第1項中「副院長」の次に「、安全運転管理者」を加え、同条第5項中「車両管理者」を「安全運転管理者」に改め、同条第6項中「車両管理者」を「副委員長」に改め、同条を第19条とする。

第16条を第18条とし、第15条を第17条とし、第14条を第16条とする。

第13条中「（別記第3号様式）」を削り、同条を第15条とする。

第12条を第14条とし、第11条を第13

条とする。

第10条中「（別記第2号様式）」を削り、同条を第12条とする。

第9条中「（別記第1号様式）」を削り、同条を第11条とする。

第8条を第10条とする。

第7条第1項中「車両管理者（」の次に「亀岡市外を運行する場合は、安全運転管理者及び車両管理者。」を、「定める者」の次に「。第3項において同じ。」を加え、同条第2項中「承認において、」の次に「安全運転管理者又は」を加え、同条第3項中「（車両管理者が不在のときは、車両管理者のあらかじめ定める者）」を削り、同条を第9条とする。

第6条を第8条とし、第5条を第7条とする。

第4条第1項中「運転者」を「公用車の運転資格を有する者（以下「運転者」という。）」に、「部長」を「部等の長」に改め、同項第1号中「道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第84条」を「法第84条」に、「普通免許」を「運転免許」に改め、同条第3項中「第15条」を「第17条」に改め、同条を第6条とする。

第3条を第5条とし、同条の前に次の1条を加える。

（安全運転管理者）

第4条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第74条の3第1項の規定に基づく道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の9に定める要件を備えた安全運転管理者（以下「安全運転管理者」という。）を置く。

2 安全運転管理者は、病院事業管理者が任命する。

3 安全運転管理者は、法第74条の3第2項及び法第75条の規定による車両の運行管理を行うほか、安全運転に関する企画の策定及び運転者の指導監督に当たるものとする。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、専用車は、所管する部等の長が車両管理者となる。

第2条第2項中「使用及び安全運転の指導についての総括」を「使用管理等」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(公用車の配属)

第2条 公用車は、特定の使用用途に限定されるもの(以下「専用車」という。)を除き、病院総務課に配属するものとする。ただし、専用車は別に定める部等に配属するものとする。

別記第1号様式から別記第4号様式までを削る。

附 則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

「揭示済」

公 告

亀岡市立病院公告第2号

令和4年12月1日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、令和5年4月30日までとする。

令和4年12月12日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

(候補者受験番号)

1 3 4 5

「揭示済」